

## 「みどりの会議」選挙へのご協力 ありがとうございました



「国政にみどりの旗を！」と呼びかけた「みどりの会議」選挙へのご協力ありがとうございました。

結果は、903,775票、1.62%の得票率で残念なものとなりました。二大政党化をおおるマスコミ報道の中でのきびしい闘いではありましたが、物心両面のご協力をいただいた全国みなさんに、率直にお詫びしなければなりません。

しかし90万人を超える人々の熱い支持をいただいたことが何よりの喜びであり、財産です。またこの選挙戦を通じて多くのものも生み出されました。10人の素晴らしい候補者とそれを支えた市民運動、全国に作られた様々なグループと自治体議員たちのネットワーク、脱成長を正面から掲げたマニフェスト……。これらも私たちの貴重な財産となりました。

「虹と緑」としては初めての国政選挙への挑戦でした。「全国選挙」を地域から支える重要な役割をはたし、マニフェスト作成でもこれまでの「虹と緑」の経験を活かすことができたと考えています。

選挙は一旦の敗北でした。しかし今回の選挙を通して私たちが訴えた「みどりの政治」への熱い期待も多く寄せられています。

参院選挙呼びかけ人共同代表からは「みどりのテーブル」(仮称)づくりの会合が呼びかけられています。(8月10日、みどりの会議事務所) また来年2月にはアジア・パシフィック・グリーンズの国際会議も京都で開かれます。

膨大なエネルギーを投入した参院選挙によって撒かれた種を、大切にそしてしっかりと育てていきたいと考えます。私たちの試みは続きます。

### 「虹と緑」第8回総会 第10回全国政策研究会

8月28日(土)～29日(日)  
静岡県三島市 市民文化会館 & 生涯学習  
センターにて(内容は16P参照)

参加申込みはお早めをお願いします

### = Contents =

参院選報告と御礼	1
6月議会から	2
生活賃金条例について	6
合併に伴う電算システム統合事業費負担金	10
緑の政治・最新情報 その9	13
虹と緑の本棚	14
「虹と緑」第10回政策研究会 & 第8回総会	16

- \* 6月議会アンケート
- (1) 6月議会で力を入れたテーマ
  - (2) 面白い答弁が引き出したテーマ
  - (3) 面白い(あるいはとんでもない) 陳情・請願等
  - (4) その他

兵庫県高砂市 井奥まさき

- (1) 下水道平準化債  
別項
- (2) 土地開発公社の塩漬け土地について  
まさしく不良債権問題 年1億2000万  
以上の利息増をどうするのか  
せめて利息増加をおさえる手段として  
一般会計からの基金運用はできないのか
- (3) 県の行政改革にあわせた福祉サービス  
切り捨てについて  
今年度はすでに予算計上をしていること  
を理由に、1年間の予算削減見送りを  
最終的に議員修正で予算を残した

## 下水道特別会計の平準化債

### ついに踏み込んだ「赤字地方債」

耐久力にあわせて平準化するというが

高砂市では6月議会に下水道の平準化債導入が提案されました。

この平準化債は「下水道債の償還の平準化」という名目をとっており、図1のように説明されます。つまり、図1でいうAの部分をもBの部分に置き換えるということです。

しかし、行政側の説明(多分マニュアル化されて全国にも配られると思います)は矛盾だらけです。まず、平準化の理由として「下水道の耐久力が40年間持つので、それに合わせて償還期限を延長した」といいます。これ

は「世代間公平」という行政お得意の論理です。つまり、建設した建物は後々の時代まで使用するので「借金」という形で世代を超えて負担をしようというのです。

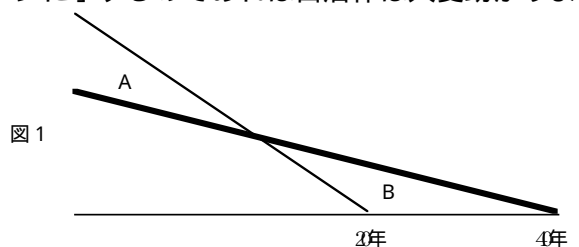
とはいえ、建物は他にも学校施設などたくさんあります。それらは多くは「5年すえおきの20年ローン」が多くなっています。それらは「20年ローン」で、下水道だけが「40年ローン」というのは筋が通りません。

### 実態は新たな借金

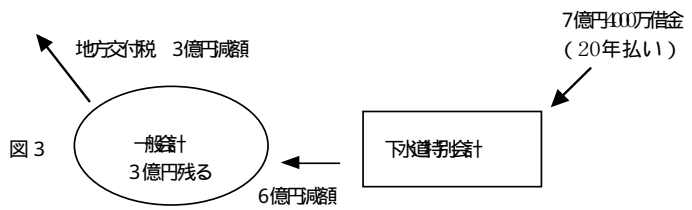
また図1の概念図も実態をあらわしていません。審議の過程で明らかになったのは、この借金は「20年ローンを44年ローンと考えると、差し引いて浮いたお金は『借金してもいい』』というものでした。

図2で概念図を示しました。実線の棒グラフが毎年ごとの借金返済とします。黒塗りで塗りつぶした部分が「借金してもいい」という額。これを借りたとしますと、3年すえおきの20年ローンで返済していきます。それが灰色の部分です。一瞬は借金の額が減ったが、3年後からは以前にもまして借金返済額が増加するのです。

もし、本当に図1のようなものとして、「借金の借り換え」で「20年ローンを40年ローンに」するのであれば自治体は大変助かりま



す。住宅ローンでもある「リスクジュール(借金の繰り延べ)」だからです。また、そうでなくても「20年据え置き」の40年払いであれば利息問題をのぞけば、確かに「平準化」になります。



しかし、実態は違います。あたかもそのような説明をしつつ、実際は「借金返しを緩和するための借金」にすぎないのです。

地方交付税交付金が減らされ、実質財政効果は半減

もう一つの問題は地方交付税交付金です。図3に高砂市の状況に即して会計の動きを示しました。(数字は単純化しています)

平準化債を借りると地方交付税交付金がその半額分減らされます。これは、一般会計からの下水道会計繰り入れ分がそれだけ減るため、地方交付税交付金の計算式から除外されるためです。これを称して私たちは「トイチの悪質金融みたい」と発言しました。

高砂市の事例で解説します。6億円を下水道会計で借ります。これは、3年据え置きの20年ローンで約7億4000万円の借金が残ります。6億円は現金で下水道会計に入り、その分一般会計は繰り出し金を6億円減らせます。一般会計に現金6億円がまわるわけです。

ところが...それに対応して、地方交付税が3億円減額されることになります。ちなみに残りの利子込みの4億4000万円は借金返しの時(図2の灰色部分)に地方交付税算入さ

れる...のですが、これはいつものように「計算式」に入れるだけです。結局、高砂市全体でみれば、7億4000万円の借金が残し、現金は3億円しか手元に残りません。「それでも必要」「あとで国がみてもらうから、同じこと」と行政側は言います。「臨時財政対策債」「新生経済対策債」「合併特例債」と同じ言い訳が繰り返されているのです。しかし、例えば今年度(平成16<2004>年度)は臨時財政対策債を合わせても地方交付税交付金額は大きく減らされています。いくら「計算式」に入れても総額が減らされれば、約束は反古にされる可能性大です。

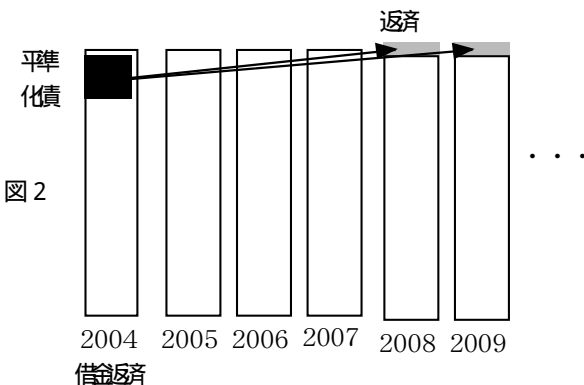
#### 地方救済のために赤字地方債に踏み込む

この下水道平準化債は、三位一体改革が進む中、地方が悲鳴を上げている状況を緩和しようとして国が急ぎょ導入したものです。兵庫県でも今年(2004年)1月にいきなり市町村に申請手続きをさせ、6月あるいは9月議会で結論を出すように求めてきています。

あわただしい手続きの中、議会での議論は軽視されがちです。特に、国全体で言えば今回の平準化債は大きな転換点です。本来ならば大きな議論が必要なはずです。

つまり、今までは箱モノを前提とした『建設地方債』とも言える借金しか認めてきませんでした。今回は、「借金返しのための借金 = 『赤字地方債』そのものの」であることが一番の問題です。国が法律違反の疑いがある赤字国債で史上空前の借金を背負った失敗が今度は地方の問題としてあらわれているのです。

高砂市で言えば1億4000万円の「借金返しのための利子」が発生することになります。



さらなる「銀行救済策」ではという疑いもできてきます。

兵庫県でも 22 市中 10 市導入にとどまる  
～ 導入には慎重な議論を～

さて、このような問題を抱えた平準化債。兵庫県でもさすがに 22 市中 10 市の導入にとどまりました。しかし、高砂市では「仕方がない」というムードの中賛成多数で可決されました。ここでも問題は国のあわただしい手続きでした。高砂市議会でも実態が明らかになるにつれ最大会派に動揺が走り、一時は減額修正の動きもありました。

岡山市 横田えつこ

既存宅地でラブホテルが規制できるのか

「岡山市開発行為の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例」

この条例案の問題は

< 1 > 恣意的な運用にならないか...

改正の本当の趣旨はラブホテルの規制ではなく、地域の開発行為は法律で縛る以外は、条例で緩和的にすすめることができるようにするというものです。

条例で開発区域指定を明記せず、「市長が公益に適うと判断すれば総合政策審議会の議を経て」決定できます。また建設物の許可是非も総合政策審議会の議を経て決定することになっています。

区域設定が曖昧なままで条例化が可能なのか、開発審査会があるのに、何故総合政策審議会を使うのかなどの問題があります。市の顧問弁護士も「明確な法違反とはいえない」

しかし、「平準化債導入を前提に、すでに交付税交付金減額の手続きが終わっているから」として「否決をすれば、下水道平準化債はもらえない上に、交付税交付金は減額され、ダブルパンチとなる。減額修正しないでくれ」と行政が泣きついたのでした。

9 月議会で審議する自治体もあるかと思いません。私はこんなお金に手を出すのではなく、きちんと財政議論をすべきだと思います。具体的には歯を食いしばっても借金をせずに歳出削減をすることではないでしょうか。この平準化債は 3 年は続くようです。今後も含めて注意が必要です。

としながらも、しかし恣意的にならぬよう慎重な運用をと述べています。

なし崩しの規制緩和が、総合政策審議会という市長の諮問機関で決められる不自然さが残ります。

< 2 > 規制できるのか？

既存宅地は 2006 年度に制度が廃止されます。この点を踏まえて、条例の「付則」部分で、既存宅地でのいわゆるラブホテルの建設が阻止できるというものです。

しかし業者は当然風営法で規制されているラブホテルとしての申請ではなく、旅館業法に定める建築物として申請します。法をすり抜けている申請を「総合政策審議会」に諮ることができるのか。市は総合政策審議会で審議を長引かせれば、あと 2 年で既存宅地でなくなるので、実質的には建てられなくなるだろうと言っています。しかし業者側から裁判に訴えられた場合には、市は勝てないでしょう。

これからホテル申請が 1 件出そうですので、条例で議論したことが現実的なものとなります。

東京都 福士 敬子

( 1 ) 6月議会であなたが力を入れたテーマ

【 公立大学法人評価委員会条例について 】

都立大の目玉である人文学部に徹底したいやがらせをし、教員確保が順調に進まず、大学設立自体がスムーズにっていない中で、大学設立前に評価委員会を設置し、法人化に向けた基礎からチェックするというもの。考え方は是とするが、提案されている条例案では、東京都および大学のどちらからも独立した第三者性が担保されておらず、公正な評価ができるかどうか不透明なことを主張し、反対。

【 教育ビジョンについて 】

「戦後教育の反省に立ち」というが、戦後教育のどこが問題という指摘もないような文章の羅列が続くビジョンである。原因と現状の問題点の解析が結びつかないので、内容が理解できないところが多いだけでなく、何をやろうとしているか不明だが、これまでの都の教育改革を社会の変化に遅れぬようと言いつつ、家庭愛を押し付け、次々と訳の分からぬ成果を求めているようなもの。職員自身、どう使うのか答えられなかった。

( 4 ) その他

【 副知事4人体制について 】

都はいよいよ副知事4人体制になった。新任は、外形標準課税を打ち出した元出納長だ。一般職員給与が削減されている時に、なんて陰口も職員の間でささやかれているようだが、本当に4人いなければならないのか、という議論もなく、知事の覚えめでたい人たちで固

めて、新銀行をつくって遊んでいいのかなアという思いで、反対。

【 国旗・国歌について 】

いわゆる国旗・国歌法の制定に対し政府答弁で「思想・心情の自由」を認めたため、現場での混乱の元となったという解釈の下、「入学式・卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」(通達)と細かく規定した実施方針が出され、校長の報告のみならず、教育庁職員のチェックが入り、服従しなかった教員の処罰が行われている。研修所行きの日程も、休暇許可があっても命令が出される等、混乱中。

【 教育基本法に関する国への意見書について 】

当該委員会で全会一致でないと本会議にあげられない慣例がある中、自民党による改定推進の意見書が、委員会の了承なしに本会議にかけられ、自・公・民の賛成で採択された。

【 ジェンダーフリーについて 】

保守議員が、今のジェンダーフリーの思想は男女が更衣室を一緒に使うことなどを進める考えのように発言し、知事がそれを鵝呑みにしている。基本的な考え方すら理解できていない知事も問題であるが、各地で「ジェンダーフリー教育について」として、同様な考え方に基づいて意見書が出されていることに、大きな危惧を感じる。

# 生活賃金条例について

市民に安全・安心のサービスを提供するためには民間委託先の労働者が安心して働ける賃金の保証を条例で定めることが先決です。

猪股 美恵（神奈川県川崎市議）

川崎市・阿部市長の行財政改革  
市民サービスは後退していないか

川崎市は労働者の町であり、その歴史が長期にわたり革新市政を支えてきました。その結果職員組合が市の人事にまで及ぶ強い力を持ってきました。その職員組合は90年代に入ってバブルがはじけ、長引く不況が世の中を身の丈に向かわせたにもかかわらず、労働者の基本的権利にとどまらないお手盛りとしか思えない手当などを相も変わらず守ろうとしてきました。この行政との馴れ合い構造が市民との意識に距離を生み出しました。行政が行う事業は、非効率的で無駄が多いという官（役所仕事）への批判にもつながっていきました。そして自ら改革することができない結果として2001年の市長選挙では、改革を謳う新市長が誕生しました。

阿部新市長は翌年9月には行財政改革プランを打ち出しました。徹底した事業評価による事業の見直し、経費・人件費の削減を7年スパンで示しました。具体的には3年間で1000人の職員削減を打ち出し、2004年は前年比で76億6000万円の人件費が削減されました。小泉「構造改革」と符節を合わせて「民間でやれることは民間で」がスローガンです。（ちなみに阿部市長就任後、2年間に職員数は876人減で28億3000万円削減、退職時特別昇給の見直し等で5億3000万円削減、給料改定による削減49億3000万円など合計97億9000万円削減しています。）市民の多くはこの「改革」を役所仕事への批判として支持しています。しかしここに示される具体的事例を見ると、市民への安全・安心を確保

する公共サービス（例えば保育園とか清掃とか病院など）が後退しているのではないかと、行政が責任を持ってやらなければならない市民サービスまで削っているのではないかとといった疑問の声も聞かれます。その中で昨年9月、地方自治法が改正され、外部団体出資法人にしか委託することができなかった事業が、株式会社など民間の営利企業にも委託することができる指定管理者制度が導入されました。この動きは、行財政改革で進める地方自治体の「民間委託」への動きを加速させるものとなりました。

「安ければ安いほど良い」

民間委託にノーを

全国自治体においても同様の流れがあり、「安ければ安いほど良い」「市場競争がサービス向上につながる」と言いつつ民間委託が急激に進んでいます。本当に民間委託が市民サービスの向上につながるのでしょうか。委託先の労働者をひどい低賃金で働かせ、その結果私たち市民の生活をまずしいものにしていないのでしょうか、そんな疑問を抱きながらも一度立ち止まって今の流れを見直して欲しいと思い取り上げました。

指定管理者制度による公立保育園の  
民間委託のどこに問題があるか

川崎市も法改正直後に今年新たに作られたシンフォニーホールの管理委託を進めました（指定管理者に移行するまでの短期間でしたが、清掃業務といった個別入札で1円落札さ

れた経緯もあります)。その後、新たにできた葬祭場や公立保育園の管理委託など、議会ごとに民間委託が提案されています。法律改正によって指定管理者制度の対象となっている公の施設は170もあります。2006年9月まで(実質2006年4月には移行してスタートしなければ年度途中で移行になってしまいます)に制度を適用するかどうか決めなければなりません。

先の6月議会に提案されたのは、私の地元の高津区の公立保育園の指定管理者への移行でした。川崎市はかつて1万人に1箇所の保育園を目指し整備してきましたが、今ではほぼ達成されています。しかし社会状況のニーズや変化に対応できず、毎年多くの待機児童が出ています。今年は昨年より増えて755人も待機児童がいました。そこで今回提案された保育園は30名増員して120人規模にすることを条件として管理委託するというものです。しかし市民のニーズは待機児童の解消と同時に子どもたちの安全と安心が確保される保育をして欲しいということです。私は今の指定管理者制度で保育園を運営していくことは必ずしも子どもの安全につながっていないと判断し、6月議会で反対を表明しました。

この保育園は今まで公立のときは子どもの数は90名程度で24人の保育士が働いていました。このほかにパート保育士や週休代替保育士などが月13人いました。経験34年の施設長以下、20年の主任・15年・10年・5年・新任の保育者がいてバランスが取れ、平均年齢は約40歳でした。ところが、指定管理者では子どもの数が30人増えて120人になっても16人の保育士と施設長・栄養士など計21名(市の保育基準では、120人に対し16人の保育士がいればよい)と、子ども一人当たりの保育者の数は2分の1に減ります。経験25年の施設長以下、10年の主任・5年・新任の保育者で、平均は30歳を下回っています。保育者が勤続年数の短い若い人ばかりに偏るこ

とは保育が活動的になる反面、子育ての経験を生かした安定保育に欠けることとなります。私の経験からしても、保育で一番怖いのは子どもの怪我や事故ですが、保育士の数が減り経験が少なくなることは怪我や事故を防ぐことを難しくします。そして保育者が少なくなることは時間外保育でビデオ鑑賞に頼るなど手を掛けない保育にもつながります。公立保育園は高い給料をもらっているが時間外保育も消極的だし病後保育や一時保育にも対応していないなど、利用者からの声もあります。一方、民間の保育園では、市場での競争原理が働いて、公立保育園で対応していないニーズにも応えていけるとも言われます。確かにそういう現実があります。しかし、利用者のニーズに限りなく「安く」応えていけば、そのしわ寄せは働く保育者と子どもに行きます。若い人が安い給料で長時間働かせられて、所帯でも持って働けなくなったら、使い捨てのように捨てられることにもなります。結婚退職という言葉が以前とは違って、安い給料では結婚して食べていけないということで転職していくケースを言うとのこと。現実によくあるそうです。また、保育サービスにおいても障害児の受け入れの人数こそ満たしていても、より手間のかからない子を選んで入れるという逆選択も現実起きています。自治体は民間委託などに移行する場合、そこでの保育者が働き続けられ、生活していける安定条件を保証する公的責任があるのではないのでしょうか。そうした条件を保障しないまま

民間委託を進める事を認めるわけにはいきません。さらに保育園を指定管理者にする場合の問題として継続性が挙げられます。委託契約が5年毎となっていて、5年たつと改めて指定審査が行われます。もし仮に今回指定された事業者が保育者の給料を経験年数に応じて正当にアップさせているとすれば、5年後には経費の大半を占める人件費は確実に高くなっているはずで、川崎市は継続性も考慮していくといっていますが、5年前の条件で新たな事業者が申請してきた場合、公平に考えると人件費の安い新しいところが指定されるのではないのでしょうか。

「安ければよい」ということばかり求めて、子どもたちの安全や安心を確保する保育サービスが後退する。これが市場原理に基づくサービス向上をうたい文句にする指定管理者制度による民間委託がもたらす結果だと思いません。こうしたことが危惧される根拠としてもう一つ川崎市のわくわくプラザについて取り上げてみます。

### かわさきわくわくプラザの現状

川崎市では共働きの家庭の子どもの放課後の居場所として40年前に留守家庭児ホールを作り、それが全市で117箇所あり、4000人以上の子どもがいました。ところが、阿部新市長はこの留守家庭児ホールを廃止して働く親の子どもだけでなく、社会活動などする親など等しくすべての子どもを対象にした子どもの放課後の居場所作りに取り組みました。2003年4月より学校施設の一部を使って、全校一斉にスタートしました。私は準備段階からこの全児童対象の事業で安全と安心を確保するのは大変なことだと言いつつありますが、川崎市は安心・安全は確保できると言い切っていました。ところがスタートしてみると、小刻みなローテーション(週4日のリーダーの他、週18時間以内で時給850円のサポー

ター数名)でつなぎ合わされたスタッフ体制と過密な(子ども1人あたり0.81m<sup>2</sup>のところもある)スペースの中で事故が相次いでいます。頭蓋骨骨折で生死をさまようような重傷もありました。1年間で249件の事故がおきています(以前の留守家庭児ホールのころは年間34件で比較的軽い怪我でした)。継続して子どもを見守る常勤スタッフを配置する責任ある態勢や安定した労働条件が、子供の安全につながるという例ではないかと思えます。「安ければよい」と人件費を切り下げのためにパートを増やし、細切れに子供を世話するのでは、1人1人の子供の癖をつかむこともできないし、事故を防ぐこともできません。

公共サービス職場で働くすべての人に生活賃金を保証する条例を

私はこうした事態にならないためにも、市民の求める安心・安全を確保する継続的サービスに応えるためにも、自治体が発注する委託契約に厚生労働省基準や人権などのルールを加えるべきという内容の質問をし、今年の予算審査特別委員会でも公契約のあり方を問う質問をしました。自治体が不安定雇用や低賃金労働者の増加を生み出してはいけなく、ひいては市の扶助費削減につながるものと考えた趣旨で、「今こそ生活賃金条例を作るべきだ」といったものでした。結果は行政の側も参加する今後の勉強会につなげました。

そもそも生活賃金条例は1994年アメリカボルチモア市で最初に制定されました。新自由主義政策の中で毎日目いっぱい働いても、食べていけない人々がいることを知った地域の人々が市民運動を起こしました。そして生活していける時給を保障する条例が制定されたということです。今ではアメリカの120を超える自治体で制定されているそうです。世界ではILO条約94号で、政府や自治体が公

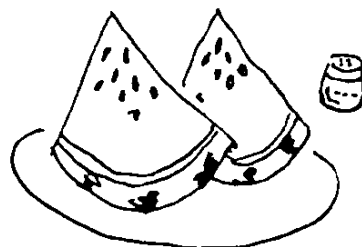
共事業や市民サービスを委託する民間企業と契約を結ぶ場合には、その地域の協約賃金よりも低い賃金を支払ってはならないという条項があります。2000年で174加盟国中58カ国が批准していますが、日本はまだ批准していません。川崎市の答は「日本には最低賃金法があるので条例は作らない」というものでした。今日の最低賃金は生活の最低保証にはなっていません（神奈川県で時給707円）。現に最低賃金で労働基準いっぱいにも働いても、生活保護費よりも低いのです。地域別最低賃金は、労働者の生計費や類似する労働者の賃金、事業所の賃金支払能力を考慮して定めることとなっていますが、労働者の生計など配慮されているとは思えません。川崎市では生活保護費は30歳単身者住宅扶助53700円を含めると13万7270円となっていますが、最低賃金ではいくら働いても12万6000円くらいにしかありません。せめて自治体が事業者と委託契約を結ぶときや、補助金を出すに際しては公共サービスの仕事を行う労働者に生活保護で保証される水準の賃金が確保されるべきではないでしょうか。そして人生設計が描けることも大切です。

今日規制緩和の大合唱やグローバル化の中、WTO「政府調達協定」による最低価格の撤廃と競争入札の増加が「より安ければよい」といった流れを作り出しています。なぜ今生活賃金条例が必要かということを一言申せば、昨今景気が上向いたといわれていても、働く現場の状況は大変深刻だからです。私のところにも理不尽な言いがかりまがいなことを言われて職を奪われる人が多く相談に来ます。「いやならやめても良いよ」「後はいくらでもいるから」といっては、過酷な労働条件を強いているのが実態です。市が発注する事業委託においては労働者の生活を保障していく姿勢を示すことは先に示した実態を拡大させないことでもあり、共感を得られることと思うのです。社会の労働環境が厳しいときだから

こそ、条例できっちりと自治体の姿勢を示し、社会の牽引力となる必要があります。現行の委託契約制度では、自治体は委託先の労働者に対して使用者責任は無いと、川崎市は答弁しています。しかし、市は市民に安全・安心のサービスを提供する責任があり、そのためには民間委託先の公共サービス職場で働く人たちが安心して意欲を持って働けるだけの賃金を保証する責任を避けることはできないはずで、そうした責任を果たさないまま民間委託を進める事は市民サービスの確保という点でも公正な労働基準という点でも認めることはできません。

#### 今後の課題

一昨年から地方自治法の施行令で可能となった競争入札における「総合評価方式」を生かして、「よりやすければよい」という流れに歯止めをかけることはできるはずで、総合評価によって障害者やシングルマザーやホームレスなどの雇用や生活賃金の保証など、人権や公正を守るという自治体の姿勢を示すことができると考えます。また賃金の実態を把握する仕組みとして後追い方式であるマニフェスト方式（伝票方式）も考えられるのではないのでしょうか。しかしなんといっても、その前提には、自治体としての価値基準や目指すべき姿勢を市民のコンセンサスを得て明確に条例化しておく必要があります。



1市6町  
合併

# 合併に伴う電算システム統合事業費負担金

6月補正で修正案総務委員会では、採択、本会議で1票差で否決！

鹿児島県隼人町議 続 博治

2005年「合併特例法」の期限前までに合併手続きを終えようと、各地で合併競争が進められていますが、鹿児島県でも既に川内市を中心とする合併により7月1日付で「薩摩川内市」が発足し、11月には鹿児島市周辺を吸収して新たな「鹿児島市」が誕生しようとしています。

そんな中であって、鹿児島県央の始良地区では、始良西部(加治木町・始良町・蒲生町)3カ町合併が加治木町開発公社の隠れ債務が明らかになされ法定協から離脱する動きが出てきています。また、隼人町・国分市を中心とする1市6町の始良中央地区では、2004年度6月補正予算で合併に伴う電算システム統合事業行費負担金が3つの町で削除する修正案が可決され、合併町調停項目が全て整ったにもかかわらず合併調印の日取りが決まらず、2005年2月14日の合併期日が延期せざるを得ない状況に追い込まれています。さらに、鹿児島空港を抱える溝辺町が、合併協議会からの離脱決議をしたことにより、混迷を深めています。

そこで、今回の電算システム統合負担金計上にかかわる問題点を考えてみました。

是非、各自治体でも問題提起して頂きたいと思います。

## 1. 予算計上のあり方が問題だ

基幹系電算システムは、各自治体でメーカーやシステムが違います。そこで、合併に伴い新しくシステムにするに当たり、いくつかのメーカーとのやりとりがなされ、始良中央地区では日立に決まり、幹事自治体である国分市が契約することになったとのこと。このことは、合併協議会では明にされず、一般質問と当初予算審議の中で明らかにしてきた経過があります。

さらに、予算計上のあり方が問題です。2004年の当初予算では全体の事業費は示されず、04年度のみ負担金として隼人町では7336万3000円が計上されました。04年の6月補正で、さらに負担金と05年から5年間の債務負担行為が示され、初めて全体予算(図1)が明らかになりました。

図1) 1市6町合併に伴う電算システム統合事業費

単位：万円

### 全体予算

初期構築費		14,750
2004年度	維持管理費	501
	一時経費	14,087
	基幹系情報システム費	1,216
	ネットワーク構築費	22,828
小計		53,382
2005～09年度債務負担		79,320
総計		132,702

### 2004年度各市町負担金

(基幹系電算システムは、25%均等、75%人口割 / 情報系電算システムは均等割)

国分市	18,881
溝辺町	4,664
横川町	3,683
牧園町	4,855
霧島町	3,810
隼人町	13,254
福山町	4,235
計	53,382

そもそも合併による出納、税務等の電算システムの変更等経費は、合併が成立した自治体に対する県の特例交付金として予定されていますが、調停項目が終了したから、また合併期日からさかのぼって8ヶ月必要とという理由だけで、とりあえず当初予算では単年度の負担金を計上し、それが通れば6月補正で次年度以降の経費は債務負担行為で計上するとは問題があるのではないのでしょうか。

隼人町議会では、当初予算において負担額削除の修正案を出しましたが、総務委員会で少数否決されました。他の自治体では、合併調印前の合併を既成事実化する予算計上には問題ありとの付帯決議がつけられました。

## 2、合併調印前の電算統合システムの 予算計上は問題だ！

2004年6月議会において、隼人町では合併に伴う電算システム統合事業費の債務負担1億5858万8千円と、基幹系電算システム統合調査等負担金5170万円計上されました。そこで「溝辺町で修正案が可決し歳入欠陥が生じることになる。執行不可能な予算を可決

することには問題がある」という修正理由をつけて、予算から債務負担行為と負担金ほ削除する修正案を総務委員会に提案し、賛成多数で可決しました。

しかし、本会議では今年2月1日行われた「1市6町合併協議会からの離脱を求める」住民投票の結果、離脱しないとの結果が出されていたこともあり、10対11の1票差で否決されてしまいました。

この審議の経過の中で明らかになったことがあります。それは、当初、財源内訳において県の特例交付金で単年度2億円と一般財源のうち1億6690万8千円は特別交付税で措置されるとの説明がなされて、次年度以降の債務負担においても特別交付金と特別交付税で措置されるとのことでした。ところが、県の特例交付金はリースには交付されないとのことであり、電算システム統一のための特別交付税は、一体性の確保を図るための合併前に要する経費に措置されるので04年度のみということになっています。

そこで、現時点では、図2にある二つのパターンが考えられます。

図2) 合併に伴う電算システム統合事業負担

### パターン1：リースの場合

単位：万円

	2004年年度	05年～09年度	計
事業費	53,382	79,320	132,702
特例交付金	20,000	0	20,000
一般財源	33,382	79,320	112,702
(うち特別交付税)	16,690	0	16,690

### パターン2：リースの以外の場合

単位：万円

	2004年年度	05年～09年度	計
事業費	53,382	79,320	132,702
特例交付金	20,000	40,537	60,537
一般財源	33,382	38,783	72,165
(うち特別交付税)	16,690	0	16,690

パターン1(リース)の場合、一般財源で措置されるので、基準財政需要額に組み込まれ財源が確保できるかどうか不透明です。さらに、パターン2のように仮にリース以外であっても、あくまでもリースの場合の見込額を計上したものであり特例交付金で果たして措置されるかどうか不透明です。

いずれにしろ、2005年3月までに合併の手続きが済んでおれば、始良中央地区では合併特例交付金が向こう5年間措置されると言われているが、13億円もかける基幹系電算システムの経費に対しては全く不透明というのが実態だと言わざるを得ません。

1999年当時大蔵省は、市町村合併推進交付金の問題点として、以下のことを指摘しています。

「交付対象事業は、相当広汎なものとなっているが、そもそもこうした事業は、地方の一般財源で行われるべきものではないか。

地方分権推進計画でも、

- ・(いわゆる奨励的)補助金は原則として廃止、縮減を図っていく
- ・地方公共団体の事務として定着しているものに係る補助金等について一般財源化を図っていく
- ・新規の国庫補助金の設定は厳に抑制する

等とされているが、交付金の創設はこうした方向に逆行するものではないか。

### (3) 後年度の財政負担

本年度については、1.2億円の要求であるが、要求は合併市町村に対し一律の基準で交付金を交付するものであり、合併が進展すれば膨大な後年度の財政負担が発生することとなる。」

結局、地方自治体に負担が被さってくる構図になるのです。

## 「虹と緑」入会案内

虹と緑は地方から政治を変えようという地方自治体の議員、首長と市民のネットワークです。「虹」は多様性と個性を尊重した連帯と協働を表し、「緑」は自然環境と共存する社会への転換を表現しています。二期目がスタートしました。多くの皆さんの参加を呼びかけます。

(1) 入会申込書 入会申込書にご記入の上、岡山事務局までお送り下さい。FAX 086-244-7724

(2) 会費について

「虹と緑」の会計年度は8月から翌年7月までとなっています。郵便振替用紙をお使い下さい。

初年度 初年度は入会月から7月までの会費をお支払い下さい。

会費

市民 会員 月額 = 1,000円 1年一括払いの場合 = 11,000円(1,000円割引)

学生 会員 1年一括払いのみ 3,000円

機関誌会員 年額5,000円 首長 会員 年額10,000円

議員 会員 報酬月額(税込)の1%を基準に累進的に計算します

(1年一括払いの場合 2,000円割引)

50万円まで = 1%      50 ~ 60万円未満 = 1.1%      60 ~ 70万円未満 = 1.2%

70 ~ 80万円未満 = 1.3%      80 ~ 90万円未満 = 1.4%      90万円以上 = 1.5%

## 北アメリカ情報

今本 秀爾 (虹と緑・アドバイザー)

US 緑の党の「ミルウォーキー党大会」が  
開催される (2004年6月27日記事)

6月23～28日にウイソコンシン州ミル  
ウォーキーのハイアット・レージェンシーホ  
テルで開催された、US (アメリカ合衆国) 緑  
の党の大会には、47の州から750人から800  
人の参加者でにぎわった。

本大会のメイン・イベントである「フォー  
ワード (前進) 2004」では、すでに本年1月  
より各州でスタートした緑の党の地方集会  
(11月の大統領選のコーカスやプライマリー)  
の総括として、党としての統一指名候補者を  
誰に決めるかという最終投票が行われた。

同大会は、前回同党から立候補支援を受け  
て多くの得票を得たラルフ・ネーダー氏の人  
気が党内でも依然根強いことことから、ネー  
ダー氏にどの程度の票が集まるかが注目され  
ていた。

しかし結果は、早くから党内で立候補表明  
をしていたUS 緑の党メンバーの弁護士、デ  
イビッド・コブ氏が選ばれる結果となった。

385票が最低得票ラインとなった第1次投  
票では、コブ氏が308票、ネーダー氏が117.5  
票、カメホ氏が118.5票、メスプレー氏が23.5  
票、サルツマン氏が23.5票、ミラー氏が9.5  
票、その他35.5票、白紙74.5票という割合  
になり、票が分散した。また無所属立候補者  
でどの政党からの支援も受けたくないと表明  
していたネーダーやカメホ氏らを支持してい  
たグループや、最低得票70票ラインを期待し  
ていたザルツマンやミラー氏の支援グループ

はこれで辞退し、再投票が行われることにな  
った。

決選投票となった第2次投票では、コブ氏  
が408票、メスプレー氏が43票、ピーマン  
氏が8票、白票が308票、棄権3票であった  
ため、コブ氏が大統領候補に選ばれることにな  
った。

最終勝利し、米緑の党の統一大統領候補者  
に擁立されたデイビット・コブ氏と、同じく  
副大統領候補でコブ氏の選対メンバーのパッ  
ト・ラマルク氏の支援サイトはこちら：

<http://www.votecobb.org/>

カナダ緑の党、下院総選挙で歴史的得票率  
を記録

(2004年6月29日、CBCニュース記事)

カナダ緑の党は、28日に行われた下院総選  
挙 (定数308、単純小選挙区制度) で総票の  
4%を得票し、議席獲得こそ実現できなかった  
ものの、国内の第4政党として認知される  
健闘ぶりを示した。

前回2000年の選挙では、緑の党は0.08%  
(1100票) しか得票できなかったが、今回の  
選挙では約50万票を獲得した。

この背景には、2大政党への不満をもつ  
人々が緑の党支持によったことが挙げられる。  
とりわけアルバータ州で緑の党は6%と国内  
最高の得票率をあげ、プリティッシュ・コロ  
ンビア州でも緑の党は高い得票率をあげた。  
逆に最低得票率はマニトバ州で2%であった。

この4%という得票率の結果、緑の党は政党助成(有権者一人当たり年間1.75ドルの相当額)を受けられることになった。これによって次期選挙への資金繰りの目処ができると、カナダ緑の党代表のジム・ハリス氏は述べた。

オタワから国会議員を輩出するという当初の党の目的は達成できなかったが、緑の党はカナダ全州で大きく躍進する結果を残した。

なお総選挙全体では、マーティン首相率いる中道左派与党、自由党が過半数割れしながらも、第1党の座を維持した。

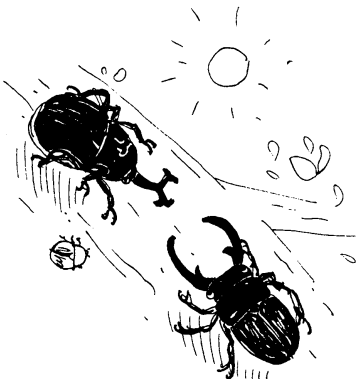
参考:【カナダ緑の党ホームページ】  
<http://www.greenparty.ca/>

## 【その他の地域】

パキスタン緑の党、結党か  
(2004年7月12日記事)

新しい緑の政治団体がパキスタンで結成される見通しである。

この新団体は7月13日にパンジャブ地方で記者会見を開催する模様。イングランド緑の党代表、ジョン・ノリス氏がこれを歓迎した。



## 虹と緑の本棚

井奥まさき

### 「国会議員」

上田耕一郎 平凡社新書

#### 国会議員の仕事って

上田氏は東京選挙区選出の参議院議員として活動してきました。共産党の不破前書記長の兄弟でどちらかという政治的に有名です。しかし、この本ではイデオロギー色は少なく、国会議員の仕事を手際よく実践例をまじえて解説しています。

地方議員と国会議員は本来は役割が違うはず(大統領制と議員内閣制の違いから)なのですが、ミニ国会ともいえる制度導入がされています。まず典型的例では「会派数による発言時間の制限」です。国会では委員会でも発言時間が会派数で制限されます。同じ少数

### 「上司は思いつきでものを言う」

橋本 治 集英社新書

#### 思いつきは責任逃れから

情報センター次長の光吉さんが読んでいるという噂を聞き、上司として(?)あわてて購入して読みました(笑)。サラリーマン向けのノウハウ本かと思っていたら、なかなか奥が深い。饒舌な橋本さんの文章に流されそうになりながら、読んでいくと「みどり」の思想も少し見えてきました。

まず「埴輪の副葬品セールス」という突飛な場面を設定し、上司が思いつきでものを言う状況を説明する。場面は突飛ですが、内容は少しでも組織に関わったことがある人間でしたら、「その通り」と言いたくなるような状況設定です。

つまり、部下に「何かアイデアを出せ」とせつつきながら、いざ会社の本質にかかわる

派という不利な条件の中、上田氏の奮闘ぶりは参考になると思います。

### 少数派の質問テクニックを解説

特に質問関係では調査の方法、質問の組み立てかたなど大変参考になります。

「質問原稿書きで大事なものは論理の組み立ての緻密さとともに最後の問いの1行の文書だ。「この問題をどう思うか」などと問えば、たちまちとうとうと自説をしゃべられるだけ。鋭く「あれか、これか」「イエスか、ノーか」を具体的に問いつめる文体にしなくてはいいない。」というのはその通りだと思います。本の中でも紹介されていますが、「反対尋問」(旺文社文庫)という本も参考になります。

やっぱり、短い時間で効果のあがる質問をしようと努力しようとすると同じような方法論にいきつくんだなと感じました。

「悪いとこ取り」の地方議会運営を活性化するために

「議員活動のあれこれ」という章では国会議員の歳費から秘書についてまでいろんな情報を公開しています。また本のあちこちに当時の与野党の議員活動が紹介されています。その目配りはさすがで、この人は共産党の中で割と市民派的良さがあり、人気があったんだなあと再認識します。上田氏が活動した当時の政治史もかいま見えて貴重です。

さて、地方議員のみなさんへのこの本の活用方法です。国会の議会運営をよく研究することで不合理な地方議会の「先例・慣例」の原点が見えてきます。一方で「質問主意書」(行政の活動を文書で質問できる)「調査室」(議会事務局にあたるが、もっと公平・中立に情報提供を行う)などの良い制度が導入されていません。「悪いとこ取り」になっている地方議会運営を改善するヒントがこの本にあるかもしれません。

ような提案がされると、状況を直視せず、責任をとらないような「思いつき」に逃げ込んでしまう・・・私たちが関わっている官僚組織にも見られるこんな状況を見事に描ききっていますね。とっていたら、ちゃんと官僚組織についても本の後半で「下から上へ」がない組織として描いていました。

### 「脱成長 = みどり」の思想もみえてくる

この「状況を直視せず、責任をとらない『思いつき』に逃げ込む」上司が必然的に生まれてくる理由をこの本は解説してくれています。

橋本氏の言い方に則せば、「現場」から吸い上げて大きくなった会社が「現場」がなくなったからなのです。もう少し言えば、20世紀型の市場開拓で大きくなった会社が今度は投資する先がなくなり、もはやなくなってしまった新しい市場を開拓しようとしてあがいているから・・・なのです。

橋本氏はこのようにして、21世紀型の経済

の未来は暗い、しかし「大きくしよう」という会社と上司とは存在すると切り取ります。私はこの切り取り方に「脱成長 = みどり」の思想を感じました。

### 上司の「思いつき」への対処法

少しねたバラシをしますと、この本での結論は「上司の思いつきにはあきれる」というものです。あんまり解決にはなりませんね。でも、そうやって「あきれ」ながら上司と部下が「さてどうしようか」と考えよう、という提案がされます。

ちまたにあふれるサラリーマンノウハウ本のような「これを読んだら元気が出る」「これだけやれば」というものと比べてなんとも元気がでない結論ですが、それが確かに日本社会の現実でしょう。その現実を逃れようとするから自治体でも無駄な事業が多くなるんですよね。夏に寝っ転がりながら読めて、少頭の整理ができます。ぜひどうぞ。

\*注 政策研究会の実際の内容は  
このニュースレターでの紹介とは違っています !!

## 「虹と緑」 第10回政策研究会 & 第8回総会

《8月28日(土)会場：静岡県三島市民文化会館第一会議室》

シンポ 「もうひとつの政治は可能か」

- 参院選結果と日本における「みどり」

13:00 ~ 14:00 基調講演 住沢 博紀さん(日本女子大学教授)

14:00 ~ 16:00 パネルディスカッション&質議

小林イチローさん(みどりの会議参院選候補者)他

16:30 ~ 19:30 「虹と緑」第8回総会

20:00 ~ 交流会(会場：未定)

《8月29日(日)会場：三島市生涯学習センター講義室》

9:00 ~ 10:30 公・共・私論

「財政改革の中でNPOの果たす役割」

田中 大輔さん(中野区長)他

10:30 ~ 12:30

「自然エネルギーを考える」

- 「静岡空港跡地」における自然エネルギーセンター構想

大林 ミカさん(環境エネルギー政策研究所副所長)

《参加費等》2日間参加の場合

議員(会員)3,500円 (非会員)4,000円

市民(会員)2,000円 (非会員)2,500円

1日参加の場合

議員は2日間参加の場合と同じ(資料等2日配布します)

市民 会員・非会員ともに1,000円

なお、学生は一日500円